

官報

号外 昭和三十年六月三十日

○第二十二回 参議院會議録第三十号

昭和三十年六月三十日(木曜日)午後四時九分開議

議事日程 第三十号

昭和三十年六月三十日

午前十時開議

第一 日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 たばこ専売法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 砂糖消費税法案(内閣提出、衆議院送付)

第四 物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(河井清八君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨二十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員 三好 英之君

昭和三十年六月三十日 参議院會議録第三十号 議長の報告

地方行政委員	有馬 英二君	理事 長島 銀藏君(福竹春彦君の補欠)
大蔵委員	白井 勇君	同日本院は、国会の会期を七月三十日まで三十日間延長することを議決し、即日その旨を衆議院及び内閣へ通知した。
農林水産委員	小柳 牧衛君	同日衆議院から、同院は第二十二回国会の会期を七月一日から七月三十日まで三十日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。
通信委員	田中 啓一君	同日衆議院から左の議案を提出した。
予算委員	最上 英子君	同日議長は即日これを大蔵委員会に付託した。
同	高木 正夫君	同日衆議院から、去る五月三十日予備審査のため送付した左の議案は、提出者から撤回の申出があり、委員会において、これを許可した旨の通知書を受領した。
同	相馬 勘治君	同日衆議院から、去る五月三十日予備審査のため送付した左の議案は、提出者から撤回の申出があり、委員会において、これを許可した旨の通知書を受領した。
同	東 隆君	同日衆議院から、去る五月三十日予備審査のため送付した左の議案は、提出者から撤回の申出があり、委員会において、これを許可した旨の通知書を受領した。
同	久保 等君	同日衆議院から、去る五月三十日予備審査のため送付した左の議案は、提出者から撤回の申出があり、委員会において、これを許可した旨の通知書を受領した。
決算委員	小柳 牧衛君	同日衆議院から、去る五月三十日予備審査のため送付した左の議案は、提出者から撤回の申出があり、委員会において、これを許可した旨の通知書を受領した。
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。		
内閣委員	小柳 牧衛君	
地方行政委員	小柳 牧衛君	
(国会法第四十二條第三項の規定によるもの)		
大蔵委員	小柳 牧衛君	
同	田中 啓一君	
農林水産委員	最上 英子君	
通信委員	白井 勇君	
予算委員	三好 英之君	
同	中山 福藏君	
同	松浦 清一君	
同	曾根 益君	
決算委員	龜田 得治君	
同日内閣委員会において当選した理事は左の通りである。		

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施等に伴い、国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案(千葉信君外六名発議)

内閣委員会に付託

公職選挙法の一部を改正する法律案(石村幸作君外十名発議)

地方行政委員会に付託

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

麻薬取締法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施等に伴い、国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案(千葉信君外六名発議)

同日衆議院から、去る五月三十日予備審査のため送付した左の議案は、提出者から撤回の申出があり、委員会において、これを許可した旨の通知書を受領した。

健康保険法の一部を改正する法律案(岡長一君外十一名提出)

同日衆議院から、去る五月三十日予備審査のため送付した左の議案は、提出者から撤回の申出があり、委員会において、これを許可した旨の通知書を受領した。

国民健康保険法の一部を改正する法律案(山下泰江君外五十四名提出)

国民健康保険法の一部を改正する法律案(大崎茂男君提出)

同日衆議院から、去る五月三十日予備審査のため送付した左の議案は、提出者から撤回の申出があり、委員会において、これを許可した旨の通知書を受領した。

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案(大石武一君提出)

同日委員長から左の報告書を出した。

たばこ専売法等の一部を改正する法律案可決報告書

日本専売公社法の一部を改正する法律案可決報告書

砂糖消費税法案可決報告書

物品税法の一部を改正する法律案可決報告書

外務省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

アルコール専売法の一部を改正する法律案

あへん特別会計法案

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律案

国税徴収法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

昭和三十年六月三十日 参議院會議第三十号 會議 議事日程追加の件 日本国有鉄道経営委員会委員の任命に関する件 日本専売公社法の一部を改正する法律案外三件 四八四

法人税法の一部を改正する法律案 租税特別措置法等の一部を改正する法律案 法律案 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律案 總理府設置法の一部を改正する法律案 運輸省設置法の一部を改正する法律案 労働省設置法の一部を改正する法律案	昭和二十八年年度一般会計予備費使用總調査(その2) 昭和二十八年年度一般会計災害対策予備費使用總調査(その2) 昭和二十八年年度特別会計予備費使用總調査(その2) 昭和二十八年年度特別会計予算總則第十條に基く使用總調査 昭和二十九年年度一般会計予備費使用總調査 昭和二十九年年度特別会計予備費使用總調査 昭和二十九年年度特別会計予算總則第九條に基く使用總調査 同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 アルコール専売法の一部を改正する法律 あへん特別会計法 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 国税徴収法の一部を改正する法律 租税特別措置法の一部を改正する法律 登録税法の一部を改正する法律 農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に関する法律案 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。	租税特別措置法等の一部を改正する法律案 法律案 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律案 總理府設置法の一部を改正する法律案 運輸省設置法の一部を改正する法律案 労働省設置法の一部を改正する法律案 同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法 同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。 昭和二十八年年度一般会計予備費使用總調査(その2) 昭和二十八年年度一般会計災害対策予備費使用總調査(その2) 昭和二十八年年度特別会計予備費使用總調査(その2) 昭和二十九年年度一般会計予備費使用總調査 昭和二十九年年度特別会計予備費使用總調査	昭和二十九年年度特別会計予備費使用總調査 昭和二十九年年度特別会計予算總則第八條に基く使用總調査 昭和二十九年年度特別会計予算總則第九條に基く使用總調査 同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。 昭和二十九年年度一般会計国庫債務負担行為總調査 同日議院において採択することを議決した郵便物に国産愛用の字句の消印使用に関する諸願外九件の諸願は、即日これを内閣に送付した。 同日議長から内閣總理大臣宛左の決議を送付した。 在外財産処理促進に関する決議 ○議長(河井彌八郎) これより本日の會議を開きます。 この際、日程に追加して、日本国有鉄道経営委員会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。 ○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。 去る二十四日、内閣總理大臣から、日本国有鉄道法第十二条第一項の規定により、佐々木義彦君、村田省蔵君を日本国有鉄道経営委員会委員に任命することに付いて本院の同意を得たい旨の申し出がございました。本件に同意	することに賛成の諸君の起立を求めます。 ○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。 ○議長(河井彌八郎) 日程第一、日本専売公社法の一部を改正する法律案 日程第二、たばこ専売法の一部を改正する法律案 日程第三、砂糖消費税法案 日程第四、物品税法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付) 以上、四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。 ○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。まず委員長長の報告を求めます。大蔵委員長青木一男君。 〔審査報告書は都合により追録に掲載〕 日本専売公社法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。 よつて国会法第八十三条により送付する。 昭和三十年六月二十八日 衆議院議長 益谷 秀次 参議院議長 河井彌八郎
---	---	--	---	--

(小字及び一は衆議院修正)

日本専売公社法の一部を改正する法律案

日本専売公社法の一部を改正する法律

日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第九條第四項中「葉たばこ」を「たばこ」に改める。

第十七條の二を削る。

第四十三條の二十三を次のように改める。

(通告処分により納付される金銭等の取扱)

第四十三條の二十三 たばこ専売法第七十九條第一項、塩専売法第五十五條第一項又はしよろ鹽専売法第二十八條第一項において準用する

國稅犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)以下「國稅犯則取締法」という。に基く通告の処分により納付される金銭及び物品

については、公社がこれを受領するものとする。

2 公社は、前項の規定により受領した金銭についてはその金額を、物品については当該物品の価額に相当する金額を、受領の日の属する月の翌月十五日までに、政府に

納付しなければならない。

3 前項に規定する物品の評價に關しては、政令で定める。

4 國稅犯則取締法に基く通告の処分により納付される金銭及び物品を公社が受領したときは、その通告の旨が履行されたものとみなす。

5 第一項の規定による金銭の受領及び第二項の規定による当該金銭の額の納付は、公社の収入支出外とする。

第四十七條の二を削る。

第五十四條を次のように改める。

(災害補償)

第五十四條 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三條第三項の規定の適用については、公社の事業は、国の直営事業とみなす。

附則に次の三項を加える。

5 公社は、地方交付税法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第三号)附則第三項の規定により配付するたばこ専売特別地方交付金の財源に充てるため、昭和三十年度内に、三十萬圓を限り、政府で定めるところにより、政府の交付税及び譲与税配付金特別会計に納付しなければならない。

6 前項の規定により公社が納付した金額は公社の昭和三十年度の損益計算上損失金に算入しない。

7 昭和三十年度に限り、専売納付金の額は、第四十三條の十三第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した金額から第五項の規定により納付した金額を控除した金額とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 たばこ専売法(昭和二十四年法律百一十一号)の一部を次のように改正する。

第七十九條中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とする。

4 塩専売法(昭和二十四年法律百一十二号)の一部を次のように改正する。

第五十五條第三項中「第十一項」を「第十項」に改める。

しよろ鹽専売法(昭和二十四年法律百一十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第三項中「第十一項」を「第十項」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

たばこ専売法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

昭和三十年六月三十日 参議院會議録第三十号 日本専売公社法の一部を改正する法律案外三件

昭和三十年六月二十五日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井 廣入殿

(小字及び一は衆議院修正)

たばこ専売法等の一部を改正する法律案

たばこ専売法等の一部を改正する法律

たばこ専売法等の一部を改正する法律

たばこ専売法等の一部を改正する法律

たばこ専売法等の一部を改正する法律

たばこ専売法等の一部を改正する法律

たばこ専売法等の一部を改正する法律

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十年六月二十五日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井 廣入殿

(小字及び一は衆議院修正)

たばこ専売法等の一部を改正する法律案

たばこ専売法等の一部を改正する法律

たばこ専売法等の一部を改正する法律

たばこ専売法等の一部を改正する法律

たばこ専売法等の一部を改正する法律

たばこ専売法等の一部を改正する法律

たばこ専売法等の一部を改正する法律

たばこ専売法等の一部を改正する法律

たばこ専売法等の一部を改正する法律

たばこ専売法等の一部を改正する法律

たばこ専売法等の一部を改正する法律

たばこ専売法等の一部を改正する法律

人がその所有する製造たばこを滅失したときは、公社は、その小売人に対し、その滅失した製造たばこの品種に応じ、あらかじめ公社が大蔵大臣の認可を受けて定める数量(滅失した製造たばこについて当該小売人が保険金、損害賠償金等により損失を償われたときは、その償われた金額に応じあらかじめ公社が大蔵大臣の認可を受けて定める基準に従ひ計算した数量を控除した数量)の製造たばこを交付することができる。

第七十九條第三項第四号を次のように改める。

四 司法警察職員として職務を行つ營林局及び營林署の職員

第七十九條第三項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 郵政監察官

(製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部改正)

第二条 製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律(昭和二十三年法律第八十四号)の二部を次のように改正する。

第一項の日本専売公社製造たばこ価格表中

アストリヤ

長さ一八ミリ

リメートル

太さ一七ミリ

メートル

を

を

を

を

長さ二二五ミ
リメートル
太さ一五ミ
リメートル

に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後のたばこ専売法第三十四条第一項後段の規定は、公社が昭和三十一年三月一日以後に小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡す製造たばこ小売定価について適用する。

3 改正後のたばこ専売法第四十一条の二の規定は、この法律の施行後に災害により製造たばこが滅失した場合について適用し、この法律の施行前に災害により製造たばこが滅失した場合の製造たばこの交付については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

砂糖消費税法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年六月二十八日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 河井 廣八郎

砂糖消費税法案

砂糖消費税法

砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条―第八条）
- 第二章 税率（第九条）
- 第三章 徴収（第十条―第十四条）
- 第四章 免税、税額控除、還付等（第十五条―第二十三条）
- 第五章 納税の担保（第二十四条―第二十七条）
- 第六章 雑則（第二十八条―第三十四条）
- 第七章 罰則（第三十五条―第三十九条）

附則

第一章 総則

（課税物件）

第一条 砂糖、糖みつ及び糖水（さとうきびその他の植物から採取し、又は製造した糖汁を含む。以下同じ。）には、この法律により、砂糖消費税を課する。

（砂糖類の区分）

第二条 砂糖、糖みつ及び糖水（以下「砂糖類」という。）は、次のよう

に区分する。

一 砂糖

第一種 糖度（摂氏二十度の時において検糖器により測定した場合の直接偏光度をいう。以下同じ。）八十六度以下の砂糖で、分みつ（操作を加えて糖みつを分離することをいう。以下同じ。）をしないもの。ただし、真空結晶かんによる結晶工程を経たものを除く。

甲類 さとうきび、さとうもろこし又はとうもろこしの搾汁を煮沸濃縮し、たるに入れて冷却し、そのまま製造場から移出する砂糖（その移出前に税務署の当該職員により当該砂糖であることの確認を受けたものに限り。）

乙類 甲類の砂糖以外の第一種の砂糖

第二種 第一種及び第三種の砂糖以外の砂糖

第三種 水砂糖、分みつをした砂糖を原料とする角砂糖、分みつをした棒砂糖その他これらに類する砂糖

二 糖みつ

第一種 水砂糖を製造する際に生じた糖みつ（以下「水糖みつ」という。）及び糖度四十度

つ（以下「水」という。）及び糖度四十度をこえるその他の糖みつ

第二種 第一種の糖みつ以外の糖みつ

三 糖水

第一種 糖度十五度以下の糖水

第二種 第一種の糖水以外の糖水

2 この法律の施行地外で製造された砂糖で、性状によつて第一種の砂糖であるか第二種の砂糖であるかを識別することができないものについては、糖度八十六度以下であつて還元糖の含有量が全重量の百分の七をこえるものを第一種の砂糖とする。

3 この法律の施行地外で製造された砂糖類のうち、その性状によつて第一種の糖みつであるか糖水であるかを識別することができないものは、糖水とする。

（納税義務者）

第三条 砂糖類の製造者は、その製造場から移出する砂糖類の重量に応じ、砂糖消費税を納める義務がある。

2 砂糖類を保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九條（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取る者は、その引き取る砂糖類の重量に応じ、砂糖消費税を納める義務がある。

（保税地域に該当する製造場）

第四条 砂糖類の製造場が保税地域に該当する場合には、この法律（第十五条第一項第一号、第二十九條及び第三十條を除く。）の適用

上、これを砂糖類の製造場でないものとみなす。

（移出又は引取とみなす場合）

第五条 砂糖類が砂糖類の製造場において消費される場合（砂糖類の原料として消費される場合を除く。以下この条において同じ。）には、第三項の規定に該当する場合を除き、当該製造者がその消費の時に当該砂糖類をその製造場から移出するものとみなす。ただし、砂糖類の消費につき、当該製造者の責に帰することができない場合には、その消費者が消費の時に当該砂糖類をその製造場から引き取るものとみなす。

2 砂糖類が保税地域において消費される場合には、その消費者が消費の時に当該砂糖類をその保税地域から引き取るものとみなす。

3 関税法第六十一條第一項（保税工場外における保稅作業）の許可を受けて同項の規定により指定された場所に入入された砂糖類が、同項の規定により指定された期間内に、その場所において消費され

る場合には、当該消費を保税地域における消費とみなして、前項の規定を適用する。

(製造等とみなす場合)

第六条 販売のために砂糖又は糖みつに加工して種別又は類別の異なる砂糖又は糖みつとする場合には、当該加工を製造とみなして、この法律を適用する。

2 砂糖類の製造者がその製造を廃止した場合において、砂糖類がその製造場に現存するときは、当該砂糖類については、なおその場所を砂糖類の製造場とみなして、この法律を適用する。

(移出及び引取の制限)

第七条 第十条第三項、第十五条第一項、第十六条第一項又は第十八条第一項の承認があつた場合及び第十四条、第十九条、第二十条第一項又は第二十一条第四項の規定に該当する場合を除き、砂糖消費税が納付される前においては、砂糖類を製造場から移出し、若しくは引き取り、又は保税地域から引き取つてはならない。

(適用除外)

第八条 砂糖類の製造者（法人を除く。）のうち、自己又は同居の親族の用に供する砂糖類のみを製造するものには、当該砂糖類については、この法律（第三十条を除く。）を適用しない。

次に掲げる糖みつ又は糖水については、この法律（糖水については、第二十二條及び第二十九條並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用しない。

一 税務署長又は税関長の承認を受けた方法により飲食することのできない処置を施した糖みつ

二 糖水のうち、その原料である砂糖類がすべて課税済の砂糖類（製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた砂糖類のうち、第十五条第一項の規定により当該移出若しくは引取に係る砂糖消費税を免除された砂糖類及び当該砂糖類のみを原料として製造した砂糖類で現に同項の承認に係る移出先又は引取先にあるもの並びに第十九条の規定により当該移出に係る砂糖消費税を免除されたもの以外のものをいう。以下同じ。）であるもの。ただし、本文に規定する糖水以外の砂糖類の製造者（当該糖水の原料である砂糖類について第十五条第五項の規定により砂糖類の製造者とみなされる者を含む。）が製造するものを除く。

第二章 税率

第九条 砂糖消費税の税率は、砂糖

類の区分に応じ、百斤につき、次に掲げる金額とする。

一 砂糖

第一種 四百円

甲類 千七百五十円

乙類 二千八百円

第二種 三千五百五十円

二 糖みつ

第一種 千五百五十円

第二種 四百二十円

三 糖水

第一種 四百円

第二種 二千五百五十円

2 糖度六十五度をこえる水糖みつは、前項の規定の適用については、第二種の糖水とみなす。

第三章 徴収

(移出重量等の申告)

第十条 砂糖類の製造者は、その製造場から砂糖類を移出しようとする場合（当該移出に係る砂糖消費税を免除されるべき場合を除く。）には、あらかじめ、移出の日時、移出する砂糖類の種別（第一種の砂糖については、種別及び類別。以下同じ。）及び種別ごとの重量その他政令で定める事項を記載した申告書をその製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 前項の承認は、製造場ごとに行うものとし、取締上必要があると認められる場合には、有効期間を附して行うことができる。

(移出重量等の決定通知)

第十一条 前条第一項、第二項又は第三項後段の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された砂糖類の種別又は種別ごとの重量が税務署長又は税関長において調査したところ

と異なるときは、税務署長又は税関長は、その調査によつて当該砂糖類の種別又は種別ごとの重量を決定し、当該申告書を提出した者に、これを通知する。

(移出重量の算定の特例)

第十二条 砂糖が、実重量のいかんにかかわらず、その包装に表示された重量によつて取引されるものである場合において、その包装の種別、包装に表示された重量及び包装時における収容重量が政令で定めるところに該当するときは、その表示重量を、製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時における当該砂糖の重量とみなす。

(納期)

第十三条 製造場から移出する砂糖類に係る砂糖消費税は、税務署長が、その移出の際徴収する。ただし、第十条第三項の承認を受けた者については、その移出した月の翌月末日を納期限として徴収する。

2 保税地域から引き取る砂糖類に係る砂糖消費税は、税関長が、その引取の際徴収する。

(徴収額)

第十四条 税務署長又は税関長は、政令で定めるところにより砂糖消費税の税額に相当する担保が提供された場合には、三月（前条第一

項ただし書の場合には、一月以内、その徴収を猶予することができる。

第四章 免税、税額控除、還付等

(未納税移出及び未納税引取)

第十五条 次に掲げる場合において、当該砂糖類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取り、又は保税地域から引き取り、とする者が、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係る砂糖消費税を免除する。ただし、第六項又は第三十六条第二項本文の規定の適用がある場合については、この限りでない。

一 砂糖類の製造者が砂糖類を砂糖類の製造場又は蔵置場へ移出する場合

二 砂糖類の製造者がその製造する砂糖類の原料とする砂糖類を保税地域から自己の砂糖類の製造場又は蔵置場に引き取る場合

三 砂糖類の製造者が第十八条第一項各号に掲げる物品の原料となる砂糖類を当該物品の製造場へ移出する場合

四 第十八条第一項各号に掲げる物品の製造者が当該物品の原料とするため砂糖類を保税地域から

ら自己の当該物品の製造場に引き取る場合

五 その他政令で定める場合

2 税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該砂糖類がその移出先又は引取先に移入されたことについての当該移出先又は引取先の所轄税務署長（当該移出先が保税地域に該当する場合には、所轄税関長）の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 第一項の承認を申請した者が第二十四条第一項第一号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認の申請に係る砂糖類の移出先又は引取先が課税済の砂糖類を原料とする物品（砂糖類を含む）の製造場又は課税済の砂糖類の蔵置場であること等の理由により、取締上特に不適当と認められる場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えないことができる。

5 第一項の規定により砂糖消費税を免除された砂糖類については、当該承認に係る移出先が保税地域に該当する場合を除くほか、同項の承認に係る移出先又は引取先に

その砂糖類を移入した者が砂糖類の製造者でないときは、これを砂糖類の製造者とみなし、当該移出先又は引取先が砂糖類の製造場でないときは、これを砂糖類の製造場とみなして、この法律を適用する。

6 第一項の承認を受けて移出し、又は引き取った砂糖類について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその砂糖消費税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した砂糖類につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、その砂糖消費税を免除する。

(輸出免税)

第十六条 砂糖類を輸出する目的で製造場から移出し、又は保税地域から引き取り、又は保税地域を保税地域から引き取り、とする者が、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係る砂糖消費税を免除する。ただし、第四項又は第三十六条第二項本文の規定の適用がある場合については、この限りでない。

用がある場合については、この限りでない。

2 税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、政令で定めるところにより、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該砂糖類が輸出されたことを証する書類の提出を命じなければならない。

3 第一項の承認を申請した者が第二十四条第一項第二号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認を受けて移出し、又は引き取った砂糖類について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないとき、又は次項ただし書の規定による承認があつたときは、直ちにその砂糖消費税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した砂糖類につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、その砂糖消費税を免除する。

5 第一項の承認を受けて砂糖類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取った者は、当該砂糖類をこの法律の施行地において消費し、又は輸出以外の目的で譲り渡

してはならない。ただし、その者が政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(免税砂糖類の表示)

第十七条 税務署長又は税関長は、第十五条第一項又は前条第一項の承認を与える場合において、取締上必要があると認めるときは、その承認の申請者に対し、当該承認に係る砂糖類である旨をその砂糖類の包装に表示することを命ずることができる。

(特定用途免税)

第十八条 次に掲げる物品の原料として砂糖類を消費することについて、第五条の規定の適用がある場合（第二十条第一項又は第二十一条第四項の規定に該当する場合を除く。）において、当該物品の製造者が、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長（第五条第二項の規定の適用がある場合には、所轄税関長）の承認を受けて、当該砂糖類を当該消費に充てるときは、その消費に係る砂糖消費税を免除する。ただし、第五項又は第三十六条第二項本文の規定の適用がある場合については、この限りでない。

- 一 れん乳及び粉乳のうち、政令で定めるもの
- 二 育兒食(乳児の食用に供される物品で政令で定めるものをいう。)
- 三 輸出用の菓子及び果物のかんづめその他政令で定める輸出品
- 四 その他政令で定める物品
- 2 前項第三号に掲げる物品の製造のために砂糖類の消費について同項の承認を申請した者が第二十四条第一項第三号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。
- 3 税務署長又は税関長は、第一項の承認を与える場合において、取締上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その承認に係る砂糖類及びこれを原料として製造した同項各号に掲げる物品をそれぞれ他の砂糖類及び物品と区別して蔵置し、並びに同項各号に掲げる物品の製造に関する事項を記載した書類を提出すべきことを命ずることができる。
- 4 税務署長又は税関長は、第一項第三号に掲げる物品の製造のために砂糖類の消費について同項の承認を与える場合には、政令で定めるところにより、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定

して、当該承認に係る物品が輸出されたことを証する書類の提出を命じなければならない。

5 第一項の承認を受けて製造した同項第三号に掲げる物品について、前項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないとき、又は次項ただし書の規定による承認があつたときは、直ちに、当該物品の原料に供した砂糖類に係る砂糖消費税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した当該物品につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、その砂糖消費税を免除する。

6 第一項の承認を受けて同項第三号に掲げる物品を製造した者は、当該物品をこの法律の施行地において消費し、又は輸出以外の目的で譲り渡してはならない。ただし、その者が政令で定める手続により同項の承認を行つた税務署長又は税関長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(自家用免税)

第十九条 第一種甲類の砂糖を製造する者(法人を除く。)が自己又は同居の親族の用に供するためその製造場から移出する第一種甲類の砂糖(政令で定めるところにより

算出した重量の限度内のものに限る。)については、政令で定めるところにより、当該移出に係る砂糖消費税を免除する。

(課税済の砂糖類により製造した砂糖類の免税又は差額課税)

第二十条 砂糖類の製造者が、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて、課税済の砂糖類(当該製造場にもどし入れた砂糖類で次条第五項の確認を受けたものを除く。以下次項において同じ。)のみを原料として第一種若しくは第二種の砂糖、糖みつ又は糖水を製造した場合において、当該砂糖、糖みつ又は糖水をその製造場から移出するときは、当該移出に係る砂糖消費税を免除する。

2 砂糖類の製造者が、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて、課税済の砂糖類のみを原料として第三種の砂糖を製造した場合において、当該砂糖をその製造場から移出するときは、当該移出に係る砂糖消費税の税率は、第九条の規定にかかわらず、水砂糖について、は、百斤につき二百五十円、その他の第三種の砂糖については、百斤につき七百五十円とする。

3 税務署長は、前二項の承認の申請があつた場合において、当該砂

糖類の製造場が課税済の砂糖類以外の砂糖類を原料とする砂糖類の製造場であること等の理由により、取締上特に不適当と認められるときは、その承認を与えないことができる。

4 砂糖類の製造者は、第一項の承認を受けて製造した砂糖類をその製造場から移出した場合には、同一月中に移出した当該砂糖類の種別及び種別ごとの重量その他政令で定める事項を記載した申告書を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 第十八条第三項の規定は、第一項又は第二項の承認を与える場合について準用する。

(もどし入れの場合の砂糖消費税の控除等)

第二十一条 砂糖類の製造者がその製造場から移出した砂糖類(前条第一項又は第二項の規定の適用を受けて移出した砂糖類を除く。)を当該製造場にもどし入れた場合において、次の各号の一に該当する場合を除き、その者が当該もどし入れの時以降に徴収されるべき砂糖消費税額から当該砂糖類につき当該移出により徴収された、又は徴収されるべき砂糖消費税額(利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該砂糖消費税額に

つきこの項又は次項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

一 当該砂糖類を原料として砂糖類を製造することにつき前条第一項又は第二項の承認を受けた場合

二 当該砂糖類のもどし入れのためにする他の製造場からの移出につき第十五条第一項本文の適用があつた場合

三 当該砂糖類が当該製造場からの移出につき適用された税率と異なる税率が適用される砂糖類となつて他の砂糖類の製造場から移出されて当該製造場にもどし入れられた場合

2 他の砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた砂糖類(前条第一項又は第二項の規定の適用を受けて移出された砂糖類を除く。)を砂糖類の製造場に移入した場合(前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。)において、当該砂糖類をその移入した製造場からさらに移出するときは、当該移出に係る砂糖消費税額から、当該砂糖類につき当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取により徴収された、又は徴収されるべき砂糖消費税額(利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該砂糖消費税額に

つき前項又はこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。以下この項において「課税済額」といふに相当する金額を控除する。この場合において、その移入した製造場からの移出に係る砂糖消費税を第十五条第一項若しくは第十六条第一項の規定により免除されるとき、又は砂糖類が当該他の製造場からの移出若しくは保税地域からの引取につき適用された税率よりも低い税率が適用される砂糖類となつて移出されたため、なお控除すべき不足額があるときは、当該砂糖類の製造者が当該移出の時以降に徴収されるべき他の砂糖消費税額から、それぞれその課税済額に相当する金額又はその不足額を控除する。

3 前二項の場合において、砂糖類の製造の廃止その他の理由により、砂糖類をもどし入れ、又は移出した時以降に徴収されるべき砂糖消費税額がないとき、又は徴収されるべき砂糖消費税額から控除してなお不足額があるときは、同項の規定により控除すべき金額又は不足額を還付する。

4 前条第一項又は第二項の規定の適用を受けて移出された砂糖類を製造場にもどし入れ、又は移入し

た場合において、当該砂糖類をその製造場からさらに移出するとき、は、当該移出に係る砂糖消費税を免除する。

5 砂糖類の製造者が第一項若しくは第二項の規定による控除又は前項の規定による免除を受けようとする場合には、当該もどし入れ又は移入に係る砂糖類の種別及び種別ごとの重量を記載した書類並びに当該砂糖類につき徴収された、若しくは徴収されるべき砂糖消費税額又は当該砂糖類につき前条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けたことにつき事実を証する書類を提出して、当該もどし入れ又は移入に係る製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けなければならない。

6 第三項の規定による還付を受けようとする者は、前項の書類に準ずる書類を添えて、当該砂糖類の製造場の所在地の所轄税務署長に還付の申請をしなければならない。(還付金)

第二十二条 第十八条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる物品の製造者が、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下第五項において同じ。)の承認を受けて、課税済の砂糖類

(第十五条第五項の規定により砂糖類の製造場とみなされる当該物品の製造場にもどし入れた砂糖類で、前条第五項の確認を受けたものを除く。以下次項において同じ。)を原料に用いて当該物品を製造した場合には、政令で定めるところにより、その原料に供した砂糖類につき第九条に規定する税率により算出した砂糖消費税額を当該製造者が納付したものとみなして、当該税額に相当する金額をその者に還付する。

2 課税済の砂糖類をその原料に供して製造した第十八条第一項第三号に掲げる物品を輸出した者に対しては、政令で定めるところにより、当該物品に含まれているしよ糖の重量に應じ、百斤につき二千八百円の割合で計算した金額に相当する砂糖消費税をその者が納付したものとみなして、当該金額を還付する。

3 税務署長又は税関長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該物品の製造場が課税済の砂糖類以外の砂糖類を原料に供する当該物品の製造場であること等の理由により、取締上特に不適当と認められるときは、その承認を与えないことができる。

4 税務署長又は税関長は、第一項の承認を与える場合において、取

締上必要があると認めるときは、原料に供する砂糖類及びこれを原料に供して製造した第十八条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる物品をそれぞれその他の砂糖類及び物品と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

5 第一項の規定による還付を受けようとする者は、同項の承認に係る物品の製造を完了したときは、遅滞なく、その旨をその製造場の所在地の所轄税務署長に申告し、当該物品が製造されたこと並びに当該物品の原料に供した砂糖類の種別及び種別ごとの重量の確認を受けなければならない。

6 第二項の規定による還付を受けようとする者は、第十八条第一項第三号に掲げる物品を輸出する際、当該物品に含まれているしよ糖の重量の検定を受けなければならない。(砂糖の引取とみなす場合)

第二十三条 輸出した第十八条第一項第三号に掲げる物品で、その製造者が同項の規定により当該物品の原料として消費した砂糖類に係る砂糖消費税を免除されたもの又はその輸出者が前条第二項の規定による還付を受けたものが、本邦にもどされ、これを保税地域から引き取る場合において、当該物品について関税定率法(明治四十三年

法律第五十四号)第十四条第十号(無条件免税)本文の規定の適用があるときは、当該物品に含まれているしよ糖の重量に相当する重量の第二種の砂糖を引き取るものとみなして、この法律を適用する。

第五章 納税の担保

(担保の提供) 第二十四条 税務署長又は税関長は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該各号に規定する者に対し、当該砂糖類に係る砂糖消費税額に相当する担保の提供を命ずることができる。

一 砂糖類の製造者又は砂糖類を保税地域から引き取る者が第十五条第一項の承認を受けて砂糖類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

二 砂糖類の製造者又は砂糖類を保税地域から引き取る者が第十六条第一項の承認を受けて輸出する目的で砂糖類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

三 第十八条第一項第三号に掲げる物品の製造者が同項の承認を受けて当該物品の原料として砂糖類を消費する場合

2 前項に規定する場合のほか、国税庁長官、国税局長又は税務署長は、砂糖消費税の保全のために必

要があるとき認めるときは、政令で定めるところにより、砂糖類の製造者に対し、金額及び期間を指定して、砂糖消費税につき担保の提供を命ずることができる。

3 第一項の規定による担保の提供の期間は、第十五条第二項、第十六条第二項又は第十八条第四項に規定する証明書が所轄税務署長若しくは所轄税関長に到達するまでの間又は第十五条第六項、第十六条第四項、第十八条第五項若しくは第三十六条第二項の規定により砂糖消費税を徴収され、若しくは免除されるまでの間とする。

4 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があるとき認めるときは、第二項の金額又は期間を変更することができる。

5 第一項又は第二項の規定による担保の提供の手続について必要な事項は、政令で定める。

(担保の種類)

第二十五条 第十四条又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供する担保の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 金銭
- 二 国債及び地方債
- 三 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長が確実と認める社債（特別の法律により設立さ

れた法人の発行する債券を含む。）

- 四 土地
- 五 火災保険に附した建物
- 六 工場財団

七 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長が確実と認める保証人の保証

八 その他政令で定めるもの

(担保の変換)

第二十六条 第十四条又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した者は、当該担保の提供先である国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長の承認を受けた場合に限り、担保を換えることができる。

(担保の処分等)

第二十七条 第十四条又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により金銭を担保として提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつて砂糖消費税の納付に充てることができる。

2 第十四条又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までに砂糖消費税を納付しないときは、直ちに、その担保として提供された金銭をもつて砂糖消費税に充て、若しくは金銭以外の担保物を国税滞納処分の

場合の財産の処分の例により処分してその代金をもつて砂糖消費税及びその処分費に充て、又は保証人にその旨を通知して砂糖消費税を納付させる。

3 前項の場合において、担保として提供された金銭又は担保物を処分した代金をもつて徴収すべき砂糖消費税及びその処分費に充て、なお不足があるときは、納税義務者の他の財産について滞納処分を行い、また、保証人がその納付すべき砂糖消費税を完納しないときは、まず納税義務者に対して滞納処分を行い、なお不足があるときは、又は不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を行う。

4 前項の保証人は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第三十二条（財産をかくす等の罪）の規定の適用については、納税者と同じとする。

5 国税徴収法第七條ノ第四項（担保物についての国税の先取権）の規定は、第十四条又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により提供された担保物について準用する。

第六章 雑則

(利子税額)

第二十八条 砂糖消費税を徴収する場合において、納税義務者が国税

徴収法第六條（納税の告知）の規定による指定納期日（第十四条の規定により徴収を猶予された場合には、その猶予された納期日）までに砂糖消費税額を完納しないときは、その未納に係る砂糖消費税額に對し、当該納期日（納税義務者が第三十五条第一項第一号又は第二号の規定に該当する場合には、同条第三項の規定により砂糖消費税を徴収する場合を除き、砂糖類を製造場から移出し、若しくは引き取り、又は保税地域から引き取つた日とし、同項の規定により砂糖消費税を徴収する場合においては、当該納期日が第十三条第一項ただし書に規定する納期限よりおそいときは、当該納期限とする。）の翌日から当該砂糖消費税額を納付する日までの日数に應じ、百円につき一日四銭の割合で計算した金額に相当する利子税額を、砂糖消費税額にあわせて徴収する。

2 前項の場合において、納税義務者がその未納に係る砂糖消費税額の一部を納付したときは、その納付の日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となる砂糖消費税額は、同項の未納に係る砂糖消費税額からその一部納付に係る砂糖消費税額を控除した額による。

3 利子税額の計算の基礎となる砂糖消費税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該砂糖消費税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。

5 第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付した砂糖消費税額が同項の未納に係る砂糖消費税額に達するまでは、その納付した税額は、当該砂糖消費税額に充てられたものとする。ただし、国税徴収法第二十八条（公売代金等の充て又は配分）の規定の適用を妨げない。

(兼業の制限)

第二十九条 砂糖類の製造者（第八条第二項第二号に掲げる糖水のみを製造する者を除く。）が砂糖類の販売業（その製造場で製造された砂糖類の販売業を除く。）又は砂糖類を原料に供する物品（砂糖類を除く。）の製造を行う場合には、砂糖類の製造場（第十五条第五項の規定により砂糖類の製造場とみなされる場所を除く。）以外の場所においてしなければならない。

(製造の開廃等の申告)

第三十条 砂糖類を製造しようとする者は、その製造場ごとに、政令

で定めるところにより、その旨を当該製造場の所在地の所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該当する場合)には、所轄税務署長。以下第二項において同じ。)に申告しなければならない。砂糖類の製造者がその製造を廃止し、又は休止した場合も、また同様とする。

2 砂糖類の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、所轄税務署長に申告しなければならない。

(記帳義務)

第三十一条 砂糖類の製造者若しくは販売業者又は第十八条第一項の承認を受けて同項各号に掲げる物品を製造する者は、政令で定めるところにより、砂糖類又は当該物品の製造、貯蔵又は販売に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務等の承認)

第三十二条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続の開始があつた場合においては、相続人(包括受遺者を含む)は、被相続人(包括遺贈者を含む)の次に掲げる義務を、それぞれ、承継する。

一 第十条第三項、第二十条第四項又は第三十条の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務(移出重量の確認等)

第三十三条 税務署又は税関の当該職員は、製造場から移出し、又は保税地域から引き取る砂糖類を实地に検査し、その種別及び種別ごとの重量を確認する。ただし、取締上支障がないと認めるときは、实地検査を省略することができる。

2 税務署又は税関の当該職員は、前項の实地検査をした場合には、当該砂糖類の包装に、その旨を表示することができる。

(当該職員の権限)

第三十四条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下「当該職員」という)は、砂糖消費税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一 砂糖類を保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る砂糖類(第二十三条の規定の適用がある場合における同条に規定する物品を含む)を検査すること。

三 第一号に規定する者の業務に関する砂糖類若しくは第十八条第一項各号に掲げる物品又は前号に規定する砂糖類について必要最少限度の分量の見本を採取すること。

四 運搬中の砂糖類を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、砂糖消費税に関する調査について必要がある場合には、砂糖類の製造者若しくは販売業者又は第十八条第一項各号に掲げる物品の製造者の組織する団体(当該団体をもつて組織する団体を含む)に対して、その団体の員(砂糖類又は当該物品の製造者若しくは取引に關し参考となるべき事項を諮問することができる)。

3 第一項第三号の規定により採取する見本に關しては、第三条、第七条及び第十三条の規定は、適用しない。

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証票

を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 罰則

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により砂糖消費税を免かれ、又は免かれようとした者

二 第七条の規定に違反して砂糖類を製造場から移出し、若しくは引き取り、又は保税地域から引き取つた者

三 偽りその他不正の行為により第二十一条第三項又は第二十二條第一項若しくは第二項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る砂糖類に対する砂糖消費税又は還付金の額の十倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該相当額の十倍以下とすることができる。

3 第十条第三項の承認を受けた者が第一項第一号の規定に該当する場合においては、当該砂糖消費税に係る砂糖類が既に製造場から移出

されているときは、第十三条第一項ただし書の規定にかかわらず、直ちにその砂糖消費税を徴収する。

4 第一項第二号の場合において、製造場から引き取られた砂糖類につきその製造者に納税義務がないときは、犯人から、直ちにその砂糖消費税を徴収する。

第三十六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十条第一項、第二項又は第三項後段の規定による申告を怠り、又は偽つた者

二 第十五条第一項の承認を受けて砂糖類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者で、当該砂糖類をその承認に係る移出先又は引取先に移入しなかつたもの

三 第十六条第一項の承認を受けて砂糖類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者で、同条第五項の規定に違反して当該砂糖類を消費し、又は譲り渡したもの

四 第十八条第一項の承認を受けた者で、砂糖類を当該承認に係る用途以外の用途に供したもの

五 第十八条第一項の承認を受けて同項第三号に掲げる物品を製造した者で、同条第六項の規定

に違反して当該物品を消費し、又は譲り渡したものを

2 前項第二号、第三号又は第五号の場合においては、第十五条第六項本文、第十六条第四項本文又は第十八条第五項本文の規定にかかわらず、直ちにその砂糖消費税を徴収する。ただし、既にこれらの規定が適用された場合は、この限りでない。

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十七条の規定により命ぜられた表示をしなかつた者

二 第十八条第三項(第二十条第五項において準用する場合を含む。)の規定により命ぜられた書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

三 第二十条第四項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

四 第二十九条の規定に違反して砂糖類の販売又は砂糖類を原料とする物品の製造を行つた者

五 第三十条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

六 第三十一条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

七 第三十四条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職

員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十八条 第三十五条第一項の罪を犯した者には、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、適用しない。ただし、懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第三十五条から第三十七条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

附 則

1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税については、なお従前の例による。

3 改正前の砂糖消費税法(以下「旧法」といふ。)第五条第一項の承認を受けて製造場又は保税地域から引き取られた砂糖類の当該引取に

係る砂糖消費税の徴収若しくは免除又は当該砂糖類をこの法律の施行地において消費し、若しくはこの法律の施行地において消費する目的で譲り渡すことについての承認については、なお従前の例による。

4 旧法第七条第一項の承認を受けて製造場又は保税地域から引き取られた砂糖類の当該引取に係る砂糖消費税の徴収又は免除については、なお従前の例による。

5 旧法第八条の規定による申告をしてこの法律の施行の際現に砂糖類を製造している者は、改正後の砂糖消費税法(以下「新法」といふ。)第三十条第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

6 旧法第十一条第一項の承認を受けて製造場又は保税地域から引き取られた砂糖類の当該引取に係る砂糖消費税の徴収又は免除については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前に製造場にもどし入れた砂糖類が、この法律の施行の際その製造場に現存する場合においては、新法第二十一条第一項中「もどし入れの時以降」とあるのは「この法律の施行の日以降」と読み替へて、同項の規定を適用する。

8 旧法第十二条第二項の承認を受けて製造した砂糖類で、この法律

の施行の際その製造場に現存するものは、新法第二十条第一項の承認を受けて製造したものとみなし、旧法第十二条第二項の規定の適用を受けて製造場から引き取つた砂糖類は、新法第二十条第一項の規定の適用を受けて製造場から移出したものとみなす。

9 この法律の施行前に課税済の砂糖類である第二種の砂糖を原料として製造した第三種の砂糖(以下「課税済原料による第三種の砂糖」といふ。)で、この法律の施行の際その製造場に現存するものは、新法第二十条第二項の承認を受けて製造したものとみなし、この法律の施行前に製造場又は保税地域から引き取つた課税済原料による第三種の砂糖は、新法第二十条第三項の砂糖は、新法第二十条第二項の規定の適用を受けて製造場から移出したものとみなす。

10 この法律の施行前に課税済の砂糖類を原料に供して製造した旧法第十一条第一項第三号に掲げる物品の製造者又は輸出者に対する砂糖消費税に相当する金額の還付については、なお従前の例による。

11 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

12 当分の間、第一種甲類の砂糖の製造及び移出に用いる容器とし

て、たるに代えて箱、かんその他の容器を使用することができ。

13 関税法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第四十二号。以下「関税法改正法」といふ。)附則第四項の規定により関税の免除を受けて輸入される第一種の砂糖で、さとうきび、さとうもろこし又はとうもろこしの搾汁を煮沸濃縮し、たる、箱、かんその他の容器に収容して冷却し、そのまま製造場から移出されたものであると認められるものは、当分の間、第一種甲類の砂糖とみなして、この法律を適用する。

14 当分の間、関税法改正法附則第四項の規定により関税の免除を受けて輸入される菓子その他の砂糖類以外の飲食料で、しよ糖の含有量が全重量の百分の五十をこえるものを保税地域から引き取る場合には、当該輸入品に含まれているしよ糖の重量に相当する重量の第二種の砂糖を引き取るものとみなして、この法律を適用する。

15 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「砂糖消費税」を削る。

16 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭

昭和三十年六月三十日 参議院會議第三十号 日本専売公社法の一部を改正する法律案外三件

昭和三十年六月三十日 参議院會議第三十号 日本専売公社法の一部を改正する法律案外三件

和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「砂糖消費税法

第三條第一号第三種の砂糖の原料たる砂糖及び同法第十二條第二項の規定の適用がある場合の原料たる砂糖、糖みつ又は糖水」を「販売する砂糖、糖みつ又は糖水の原料とするため所持する砂糖、糖みつ又は糖水」に改め、同条第二項中「酒税法第三十條第一項」の下に「砂糖消費税法第二十一條第一項」を加える。

第八條中「酒税」の下に「砂糖消費税」を、「請求」の下に「砂糖消費税については、砂糖消費税法第十條第三項の規定による申告に限る。」を加える。

第九條中「酒税」の下に「砂糖消費税(砂糖消費税法第十三條第一項ただし書の規定により納付すべきものに限る。)」を加える。

17 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「砂糖消費税法(明治三十四年法律第十三号)」を「砂糖消費税法(昭和三十年法律第号)」に改める。

第十二條第三項中「砂糖消費税法第四條」を「砂糖消費税法第十三條」に改める。

18 日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の實施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「砂糖消費税法(明治三十四年法律第十三号)」を「砂糖消費税法(昭和三十年法律第号)」に改める。

19 輸入品に対する内國消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第号)の一部を次のように改正する。

第一條中「砂糖消費税法(明治三十四年法律第十三号)」を「砂糖消費税法(昭和三十年法律第号)」に改める。

第五條第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該物品につき既に砂糖消費税法第五條第三項(引取とみなす場合)の規定の適用があつた場合における砂糖消費税については、この限りでない。

第六條第一項中「砂糖消費税法第六條」を「砂糖消費税法第七條」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

物品税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十年六月二十八日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井 清一

物品税法の一部を改正する法律案

物品税法(昭和十五年法律第四十

号)の一部を次のように改正する。

第十三條ノ二第一項中「譲渡シ若

ハ譲受クル」を「譲渡若ハ譲受(此等ノ委託ヲ受ケ若ハ媒介ノ為ニ該物品ヲ所持シ又ハ譲渡ノ為ニ委託ヲ受ケタル者若ハ媒介ヲ為ス者ニ所持セシムルコトヲ含ム以下本条ニ於テ同

ジ)ヲ為ス」に改め、同条第二項中「譲渡シ若ハ譲受クル」を「譲渡若ハ譲受ヲ為ス」に改める。

第十六條ノ二第一項中「第二種又ハ第三種ノ物品」を「及第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者(保稅地域ヨリ引取ラル物品ニ付テハ引取人以下本条及第十六條ノ三ニ於テ同ジ)ニ對シ当該物品」に、「移出スル」を「移出シ又ハ引取ル」に改め、同条第二項中「命ゼラレタル者」を「命ゼラ

レタル製造者」に改め、同条第四項中「製造スル」を「製造シ又ハ引取ル」に改める。

第十八條第三項中「犯人」の下に

「(同項第三号ノ規定ニ該當スル場合ニ於ケル当該物品ニ付テハ其ノ譲渡ヲ為シ又ハ第十三條ノ二第一項若ハ第二項ノ規定ニ違反スル所持ヲ為サシメタル者トシ其ノ者ガ判明セザルトキハ之ヲ譲受ケ又ハ当該所持ヲ為シタル者トス)」を加へ、同項第三号を「第一項第三号」に、「第十三條」を「同条」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 物品税法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十年六月三十日」を「昭和三十一年六月三十日」に、「百分の十二」を「百分の十五」に改める。

5 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の實施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七

年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第十一條の見出しを「(免稅物品の譲渡禁止等)」に改め、同条第一

項中「譲り渡し、又は譲り受け」を「譲渡又は譲受(これらの委託を受けて、若しくは媒介のため所持し、又は譲渡のためその委託を受けた者、若しくは媒介をする者に所持させることを含む。をし)」に改め、同条第三項中「譲受人」の下に「(前項の規定に該當する場合において、譲受人が判明しないときは、第一項の規定に違反する所持者)」を加える。

6 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の實施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「譲渡し」を「譲渡(譲渡のためその委託を受けた者、又は媒介をする者に所持させることを含む。以下本条において同じ。をし)」に改める。

第十二條第一項中「(を日本国内において譲り受けを)」の譲受(譲渡又は譲受の委託を受けて、又はこれらの媒介のため所持することを含む。以下本条において同じ。を日本国内においてし)」に改め、同条第三項中「第二十六條」の下に

「(を日本国内においてし)」に改め、同条第三項中「第二十六條」の下に

「及び第五十一條を、〔第十條の下に〕及び第十六條ノ二を加え、〔第五條及び〕を〔第五條並びに〕に改める。

日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う所得稅法等の臨時特例に關する法律（昭和二十九年法律第四百十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「第十條第一項第一号又は第十條の二第一項第一号」を「又は第十條第一項第一号」に、「第十條第二項又は第十條の二第二項」を「又は第十條第二項」に、「免稅物品等の課稅禁止を」免稅物品の課稅禁止等に改める。

○青木一男君登壇、拍手

○青木一男君 たいだいま議題となりました四法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、日本専売公社法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回の改正の主要点は、第一に、たばこ専売法等において準用する國稅犯則取締法に基く通告処分により納付される金銭及び物品の納入及び出納保管等に関する事務の取扱ひを改めたことであります。従来この事務は、國が日本専売公社の役員をして行わせて参りましたが、これを改めて、公社が國

に代つて行ふこととし、これに關する所要の規定を設けたのであります。

第二に、本年度の地方財政の状況にかんがみ、公社は、たばこ専売特別地方配付金の財源に充てるため、昭和三十年度内に、四十四億七千四百萬圓を限り、政府の交付稅及び譲与稅配付金特別會計に納付しなければならぬこととしたのであります。この特別會計への納付額は、政府原案では三十億圓になつておりましたが、予算の修正に關連して、衆議院において四十四億七千四百萬圓に修正されたのであります。その他、空文化した規定等を改廢して條文の整備をはかつております。

本案の審議に當りまして、各委員より熱心な質疑が行われましたが、そのおもなものについて申し上げますと、「日本専売公社の専売事業審議會の構成をみると、その選考が片寄りすぎておるよゝに思われる。公共企業体の經營が社会的な問題となつてゐる際であるから、公社の労働組合の代表の中から委員を選び、新しい考へ方を大いに取り入れた運営をはかつて行くことが必要ではないか」との質疑に對し、「専売事業審議會は、現在のところ十分その設置の目的に沿つた活動をしており、その構成メンバーを特に変更する考へはない」との答弁があり、また「昨年たばこ消費稅制度が設けられた際、公社としては七百名程度の増員が必要であると考へられたのであるが、一向

増員の手配がなされなかつた。今回たばこ専売特別地方配付金の制度が設けられることになつてゐるが、人員の面ではどういふ配慮が行われてゐるか」との質疑に對し、「今回の制度創設によつて、公社は政府の交付稅及び譲与稅配付金特別會計に四十四億七千四百萬圓を納付することになつてゐるが、これは専売資金の中からこの金額を特別會計に納付するだけのことであつて、このため特に増員を考へる必要はない」との答弁があり、さらに「たばこ専売資金の一部をさいて納付金として交付稅及び譲与稅配付金特別會計に繰り入れるよゝな取扱ひはおもしろくないと思ふ。今後の惡例にならないか」との質疑に對し、「今回のよゝな措置は前例のないことであり、今後は努めて避けたらう」との答弁があり、また「その他、公社予算の編成の建前、葉たばこ収納所の拡充等の諸問題についても質疑が行われましたが、詳細は速記録によつて御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。次に、たばこ専売法等の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、たばこ専売法及び製造たばこの定額の決定または改定に關する法律の一部改正を内容とするものでありまして、たばこ専売法關係において

は、製造たばこの小売定価の中には、小売定価の百分の八に相當する道府県たばこ消費稅の額及び小売定価の百分の九に相當する市町村たばこ消費稅の額を含むものであることを明らかにするとともに、火災を災害に加ふる等、製造たばこの小売人に対する災害補償の範圍を広げるほか、所要の規定の整備をはかり、製造たばこの定価の決定または改定に關する法律關係において

は、日本専売公社製造たばこ價格表中、葉たばこ「アストリア」の標準規格の型式を改めよとするものであります。なお、たばこ専売法關係中、小売定価の中に含まれる道府県たばこ消費稅の額は、政府原案では小売定価の百分の六となつておりましたが、衆議院において小売定価の百分の八に修正されたのであります。本案の審議の詳細は速記録によつて御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。次に、砂糖消費稅法案について申し上げます。本案は、最近における稅法の立法例、砂糖の生産及び取引の事情にかんがみ、砂糖消費稅法の全文改正を行い、所要の規定を整備し、その明確化をはかるよゝとするものであります。本案のおもなる改正点の第一点は、たる入黒糖及びたる入白下糖以外の含

蜜糖については、糖度区分による大幅な稅率の差異に伴ひ、人為的な品質の低下等を是正するとともに、適正な稅負担を行うため、従来の糖度八十度を基準として、百斤につき九百五十圓、二千五百圓と二本の稅率で課稅されておりましたものを、百斤につき千七百五十圓の稅率一本で課稅しようとするものであります。第二点は、自家用の砂糖類のみを製造するものが、製造した砂糖類並びにたる入黒糖及びたる入白下糖の製造者が自家用に消費する一定限度のものについては、これらが零細な農家等において生産消費される事情を考慮して、砂糖消費稅を免除する規定を新たに設けよとするものであります。第三点は、従来の引取課稅制度を移出課稅制度に改め、砂糖類を移出する際に砂糖消費稅を徵收することとするほか、たる入黒糖及びたる入白下糖を製造してゐるものが移出した砂糖類に對する課稅は翌月末日に徵收することとし、手續の簡素化をはかつております。

本案の審議に當りましては、「大カシラ」に砂糖消費稅を課稅することになつてゐると言われてゐるが、その理由いかんとの質疑に對しまして、「大カシラ」は食用とは異なり、主として菓子原料として使用されてゐるので、免稅するのはどうかと思はれますので、將來政令の定める日において課稅することとなると思ふが、主幹とす

昭和三十年六月三十日 参議院會議録第三十号 外務省設置法の一部を改正する法律案

分協議の上、略儀の振興に支障なきよう十分配慮して、当分の間は現状のまま変更を加えない旨の答弁がありました。その他、砂糖の価格安定対策、自家用砂糖の免除限度等について質疑がなされましたが、詳細は速記録によつて御承知願います。

質疑を終り、討論、採決の結果、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、物品税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のごとく、十四インチ以下のブラウン管を使用した小型テレビジョン受像機については、本年六月三十日まで一割二分の軽減税率によつて課税され、七月一日以後は三割の税率で課税されることになるわけでありましたが、最近における生産の状況及び普及の状況等にかんがみまして、なお当分の間その育成をはかるために、明年六月三十日までの一年間、一割五分の軽減税率によつて課税しようとするものであります。また輸出免税等の適用を受けた物品の横流れを防止するため、その用途以外の用途に供する場合の譲渡または譲り受けの委託、もしくは媒介の制限規定を設けるほか、輸入物品についても物品税証紙の貼用制度を適用する

こととする等、所要の改正を行おうとするものであります。

本案審議に当りましては、別段の質疑もなく、討論に入りまししたところ、小林委員より、「物品税は本来全廃すべきであり、とりあえず賛成はするが、各品目についてはなお検討すべきである」との要望を付して賛成意見が述べられ、採決の結果、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。四案全部を問題に供します。四案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて四案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第五、外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。内閣委員長新谷寅三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

外務省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年六月十四日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

法律

外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十三条の二」に改める。

第五条中「左の六局」を「次の七局」に、「情報文化局」を「情報文化局に移住局」に改め、同条に次の一項を加える。

2 アジア局に賠償部を置く。

第八条中第六号を第七号とし、第四号及び第五号を一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 賠償及びこれに伴う経済協力に関する条約その他の国際約束の実施に関すること。

第八条に次の一項を加える。

2 賠償部においては、前項第四号の事務をつかさどる。

第十二条第二号中「国際約束」を「国際約束(第八条第一項第四号の国際約束を除く。)」に改める。

第二章第二節中第十三条の次に次の一条を加える。

(移住局の事務)

第十三条の二 移住局においては、次の事務をつかさどる。

一 海外移住に関する事務処理のための企画立案に関すること。

二 海外移住に関しあつせん、保護、促進その他必要な措置をとること。

三 海外移住に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

四 旅券の発給その他海外渡航に関し必要な措置をとること。

五 査証に関すること。

第十四条中「神戸移住あつせん所」を「移住あつせん所に改める。

第十五条の二を次のように改める。

(移住あつせん所)

第十五条の二 移住あつせん所は、外国に移住しようとする者に対し、移住に必要な教養を与え、及び渡航に必要な手続をあつせんする機関とする。

2 移住あつせん所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
神戸移住あつせん所		神戸市	
横浜移住あつせん所		横浜市	

3 移住あつせん所に、所長を置く。

4 所長は、所務を掌理する。

5 前各項に規定するものを除くほか、移住あつせん所に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第二十二條第二項中「在外公館を「在外公館の種類」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

法務省	大臣官房	経理部
外務省	アジア局	賠償部

を 改正

〔新谷寅三郎君登壇、拍手〕

○新谷寅三郎君 たいだいま議題となり
ました外務省設置法の一部を改正する
法律案につきまして、内閣委員会にお
ける審議の経過並びに結果を御報告申
し上げます。

まず本法律案の改正の要点を御説明
申し上げますと、次の通りであります。

その第一点は、外務省の内部部局に
移住局を設置することです。本
邦人の海外移住に關しましては、昭和
二十九年年度中、三千七百余人の計画移
民を送り出し、また本年度は五千五百
人の送出を計画する等、年々著しい増
加をみておりますが、一方、中南米の
諸受け入れ国の受け入れ計画ないし受
け入れ態勢は、一般的対日感情の好転
とともに、わが国にきわめて有利に
なつてきておるとのことでありまし
て、政府は、この好機を逸せず、わが
国民の海外移住を一そ、促進する方針
のもとに、この際、外務省の移民関係
事務の担当部局を統合強化する必要あ
りと認めまして、現在欧米局が所掌し
ております移民、渡航関係の事務を同
局から分離し、新たに移住局を設置し
て、同局にこれらの事務を統合所掌せ
しめんとするものであります。

その第二点は、アジア局に賠償部を
設置することです。ビルマ國と
の賠償及びこれに伴う経済協力に關す
る協定は、去る四月十六日効力を発生
し、目下同國との間に実施に關する細
目取りきめを交渉中であり、これに基
き近く協定実施の段取りとなる予定で
あるとのことですが、政府は誠意
をもつて賠償義務を履行する方針のも
とに、この実施業務を關係各省と密接
な連絡協力を保持しつつ、総合的かつ
円滑に遂行するために、アジア局に賠
償部を設置せんとするものであります。

なお今後、インドネシア、フィリ
ピン等との間の賠償交渉が妥結いたし
ました場合には、その実施業務も、こ
の賠償部に所掌せしめる予定とのこと
であります。

その第三点は、横浜移住あつせん所
を設置することです。現在、移
住あつせん所は神戸における一カ所の
みであります。これでは増大する移
住あつせん業務に支障を来たすおそれ
があるのみならず、東日本方面からの
海外移住者にはきわめて不便であり、
一面、ボリビア、コロビア等の國が横
浜にのみ領事館を設置しているという
關係もありますので、この際外務省附
屬機關として新たに横浜移住あつせん

所を設置して、あつせん業務の円滑化
をはからんとするものであります。

なお、以上の改正に伴いまして、外
務省設置法及び国家行政組織法に所要
の改正を加えております。

内閣委員会は、予備審査を含めて、前
後四回にわたり、本法律案の審議に當
りましたが、その審議によつて明らか
になった諸点は次の通りであります。

まず移住局の設置に關する事項に
ついて申し上げますと、その第一点
は、移住局の新設による経費は、本
年度十カ月分、三百十六万四千余であ
り、また同の定員は六十四人であつ
て、そのうち行政機關職員定員法上の
定員を十人増員するほかは、外務省の
内部部局からの振替の定員が充てら
れること。その第二点は、移住局は
四課をもつて構成せられ、三課が移
民關係事務を、残りの一課が海外渡航
の事務をつかさどること。その第三点
は、従来のブラジル等、中南米諸國へ
の移民は、九割以上が農業移民であり
ましたが、今度は技術と資本を持った
企業移民を送り出したい方針であるこ
と。その第四点は、本年度の移民計画
は五千五百名でありまして、これは政
府の移民政策の構想から見れば、まこ
とに僅少な数であります。本年度

はこれ以上、予算の關係もあり、増
加し得ないこと、ただし外務當局と
いたしましては、年間五万、十カ年
五十万の移民計画を考案中でありま
して、この長期計画は、總理府に海
外移住審議会が設置された場合、こ
れに附つた上決定したい方針であるこ
と。その第五点は、現在わが移民の受
け入れ國は、ブラジルを主として、
その他パラグアイ、ボリビア、ドミニ
カ、アルゼンチン等、中南米諸國であ
りまして、これら諸國のわが移民に
對する受け入れ状況は逐次好転しつつ
あるとのことですが、政府は將
来、東南アジア諸國へも移民を送り出
したい希望を有し、現在直ちにその実
現を期待することができないといはし
まして、今後これらの諸國に對し
て、できるだけわが移民政策の真意
の了解を得るよう、努力を払う方針で
あること。特に、従来ややもすれば日
本移民の進出に對し疑惑の眼をもつて
迎えられる傾向もありますので、こ
の際その誤解を解くことに努めると
も、徹底した同化政策をとること。

その第六点は、政府は、本法律案に
よつて新設される移住局のほか、總理
府の附屬機關として新設される海外移
住審議会と、たいだいま國會に提案中の
日本海外移住振興株式会社と、この三

者の手によつて今後わが海外移民の振
興をはかつて行く方針であること等
であります。

次に、アジア局に賠償部を設置する
ことに關する事項について申し上げます
と、その第一点は、賠償部の新設
による経費は、本年度十カ月分、七百
二十万五千円であり、また同部の定員
は二十五人でありまして、そのうち行
政機關職員定員法上の定員を八人増加
するほかは、外務省内部部局からの振
替の定員と、關係各省からの移しか
えの定員とが充てられること。その第
二点は、賠償部は、調整、業務及び經
理の三課で構成せられる予定であるこ
と。その第三点は、農林、厚生、文
部、運輸、建設等の各省におきまして
も、それぞれ賠償事務があらまして、
各省はそれぞれその所掌事務の範圍内
の賠償事務を処理し、賠償部におきま
しては、これらの賠償事務の連絡調整
と對外交渉に當る方針であること等
であります。

最後に、横浜移住あつせん所の設置
に關する事項について申し上げます
と、横浜移住あつせん所の新設による
経費は、本年度十カ月分、二千三百二
十五万七千円でありまして、定員の増
加は全くないとのことであります。

以上が、本法律案の審議によつて明らかになつた諸点であります。

なお右のほか、移住局の設置に關連いたしまして、いわゆる松原機關に対する損失補償、移民問題と國際連合との關係、日本海外移住振興株式会社の運営方針、バンドン會議の平和宣言とわが移民との關係等について、また賠償部の設置に關連いたしまして、ビルマとの賠償協定の細目実施の交渉経過、在外資産の返還問題等につきまして、質疑応答がありました。その詳細は委員会會議録に載ることを御了承願ひたいと存じます。

昨日の委員会におきましては、質疑も終了したので、討論に入りましたところ、上林委員より、「今回移民に關する外務省の機構を強化するに當り、政府が今後移民政策の方向を誤まらないよう、移民の選定、訓練等について周到な注意を払われんことを希望して本法律案に賛成する」旨の発言があり、この討論終了後、直ちに本法律案につき採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと議決せられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたし

ます。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の議案を提出した。特許法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)
本日委員長から左の報告書を提出した。本日常議員長から左の報告書を提出した。

関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案可決報告書
入場費と税法の一部を改正する法律案可決報告書
行政機關職員定員法の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。大蔵委員長青木一男君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十年六月二十八日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 河井彌八郎

関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
関稅定率法の一部を改正する法律案(昭和二十九年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五項、第八項、第十項及び第十一項中「昭和三十年六月三十日」を「昭和三十年七月三十一日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔青木一男君登壇、拍手〕
○青木一男君 ただいま議題となりました関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は衆議院大蔵委員長松原喜之次君の提出にかかるとであります。

今国会に政府より、別途、関稅定率法の一部を改正する法律案が提出された。ただいま衆議院の大蔵委員会において審議中であることは御承知の通りであります。同法案には、従来暫定的に關稅免除の措置を講じて参りました原油、重油及び粗油の一部に対して、低率の關稅を復活しようとする改正規定が盛り込まれており、なお本年七月一日から実施することとなつておるのであります。この点は重要な改正事項であり、衆議院においては今後にわたる時日を重ねて慎重に審議する必要があるといふので、この際とりあえずの措置として、本年六月三十日で期限切れとなる關稅の免除軽減に關する現行法律規定の適用期限を、さらに本年七月三十一日まで一カ月間延長しようとするものであります。しかしして本改正案による減収は約一億三千八百万円と見積られております。

委員会は、提案者衆議院大蔵委員長松原喜之次君から提案理由の説明を受け、提案者並びに政府当局に質疑を行いました。

本案審議におけるおもな質疑を申し上げますと、「本案の提案理由の説明に、本案の提案を決定する際して、政府の意見を求めたところ、政府はやむを得ない旨の意見を陳述したとあるが、いわゆる石油關稅の一部復活については業界の主張が対立しており、その点について各党派間の意見が調整されて、現行の暫定免稅措置をさらに一カ月間延長することとなつたので、政府としてはやむを得ないといふことか」との質疑に対し、政府より、「政府としては、石油關稅について、対立意見を十分検討して原案を提出したのであるが、この点は今後の延長期間内に調整してもらえらると思つてゐる」との答弁があり、次に、「本案のごとき期限の定めのある法案については、本院において十分審議し、意思決定ができるように、衆議院の審議を促進されたい旨、すでにしばしば申し入れたにもかかわらず、今回急に本案が回付されてきたときはきわめて不満である。今後は、両院制度の建前から、本院にも十分審議期間を与えるようにされたいがいかな」との質疑に対し、衆議院大蔵委員長より、「参議院の審議期間を見込まなければならぬとの考えで審議を進めてはいるが、關連法案等があるため意のごとくならぬ事情もあるの

で、その点も御考慮いただきたい。今後は十分趣旨に沿うよう努力する」との答弁があり、更に、「本案のごとき関

税の増徴は、政府の財政上必要であるが、その増徴は、石油關稅の一部復活に

限られてゐる。従来暫定的に關稅免除の措置を講じて参りました原油、重油及び粗油の一部に対して、低率の關稅を復活しようとする改正規定が盛り込まれており、なお本年七月一日から実施することとなつておるのであります。この点は重要な改正事項であり、衆議院においては今後にわたる時日を重ねて慎重に審議する必要があるといふので、この際とりあえずの措置として、本年六月三十日で期限切れとなる關稅の免除軽減に關する現行法律規定の適用期限を、さらに本年七月三十一日まで一カ月間延長しようとするものであります。しかしして本改正案による減収は約一億三千八百万円と見積られております。

委員会は、提案者衆議院大蔵委員長松原喜之次君から提案理由の説明を受け、提案者並びに政府当局に質疑を行いました。

本案審議におけるおもな質疑を申し上げますと、「本案の提案理由の説明に、本案の提案を決定する際して、政府の意見を求めたところ、政府はやむを得ない旨の意見を陳述したとあるが、いわゆる石油關稅の一部復活については業界の主張が対立しており、その点について各党派間の意見が調整されて、現行の暫定免稅措置をさらに一カ月間延長することとなつたので、政府としてはやむを得ないといふことか」との質疑に対し、政府より、「政府としては、石油關稅について、対立意見を十分検討して原案を提出したのであるが、この点は今後の延長期間内に調整してもらえらると思つてゐる」との答弁があり、次に、「本案のごとき期限の定めのある法案については、本院において十分審議し、意思決定ができるように、衆議院の審議を促進されたい旨、すでにしばしば申し入れたにもかかわらず、今回急に本案が回付されてきたときはきわめて不満である。今後は、両院制度の建前から、本院にも十分審議期間を与えるようにされたいがいかな」との質疑に対し、衆議院大蔵委員長より、「参議院の審議期間を見込まなければならぬとの考えで審議を進めてはいるが、關連法案等があるため意のごとくならぬ事情もあるの

保者の利害が相反するような場合は、その暫定的免稅措置は再び延長されないうちにされた。また本案によつて一億三千八百萬円の減収となるが、これは、石油会社が高純益をあげてゐる折柄、負担権衡の点できわめて遺憾な措置であり、政府においても原案通過のため大いに努力されたいがい、かん」との質疑に対し、衆議院大蔵委員長より、「本案の通過を願つた上は、政府原案について、できるだけすみやかに審議を運び、再び延長することのないようにしたい。また政府より、「本年度の稅収見込はぎりぎりであつて、この上、減収となることは打撃であるが、やむを得ないものと認めた。今後は一カ月の間に政府原案を通過していただけるよう最善の努力をしたい」との答弁がありました。その他、石油關稅一部復活の根拠とその影響等について質疑がなされましたが、詳細は速記録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、小林委員より、「質疑の過程で明らかにされたごとく、本案のごとき期限つきの法案は、将来衆議院の審議期間を制約するがごとき審議は避けるという衆議院大蔵委員長の言明を順守されることを特に強く要望し、また政府においても強固な心がまえをもつて善処されることを要望して本案に賛成する」との賛成意見が述べられ、採決の結果、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 議員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、特選法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)を議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。まず提出者の趣旨説明を求めます。農林水産委員長江田三郎君。

特選法の一部を改正する法律案(大正七年法律第三十二号)の一部の次のように改正する。

第三條本文を次のように改める。

特選鳥獸ハ都道府県知事ノ特選免許ヲ受クルニ非ザレバ農林大臣ノ定ムル銃器、網、罟其ノ他ノ猟具ヲ使用シテ之ヲ捕獲スルコトヲ得ズ

第四條中「又ハ特選鳥獸」ハ「又ハ第二項」及び「又ハ登錄」を削る。

第五條第二項中「(空氣銃ヲ除ク)」を削り、同條第四項中「及特選鳥獸」を削り、同條第三項を削る。

第六條中「及特選鳥獸」を削る。

第七條第三項中「又ハ特選鳥獸」及び「又ハ登錄」を削り、同條第二項を削る。

第八條中「又ハ特選鳥獸」を削る。

第十九條中「若ハ特選鳥獸」及び「特選登錄」を削る。

第二條ノ三中「若ハ特選鳥獸」を削る。

第二十一條第一項第三号中「特選登錄」を削る。

第二十二條第一号中「第五條第六項」を「第五條第五項」に改め、同條第三号及び第四号中「特選登錄」を削る。

第二十四條中「特選登錄」を削る。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後でも、なお従前の例による。

〔江田三郎君登壇、拍手〕

○江田三郎君 ただいま議題になりました農林水産委員会の提出にかかる特選法の一部を改正する法律案につきまして提案理由の説明をいたします。

わが国における鳥獸は、従来の乱獲によつて減少の一途をたどり、このままに放置すれば、農林産物の害虫類に重大な障害を生じ、わが國農林業のため、まことに憂慮すべきものがありまして、有益鳥獸の増殖をはかりますことは、まことに緊要なことを考えられます。しかして有益鳥獸の保護増殖をはかりますためには、鳥獸保護区及び禁獵區の増設等の保護施設を整備し、特選法違反の取締りを強化することの必要であることはもちろんであります。同時に空氣銃の性能の向上に伴い、空氣銃による小禽類の乱獲がはなはだしく、小禽類の減少が特に目

立つておりますから、かかる現状にかんがみ、この際、特選法を改正して、従来単に登録制となつておりました空氣銃を免許制とし、今国会において成立をみました銃砲刀剣類所持取締令等の改正による空氣銃の所持、携帯及び製造販売等の規制と相持つて空氣銃による特選の適正を期し、もつて有益鳥獸の保護に資することにしようとするのがこの法律案を提出する理由とその内容であります。

何とぞ御可決ありますようお願いいたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 議員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、入場禮与税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求め

昭和三十年六月三十日 参議院會議第三十号 入場譲与税法の一部を改正する法律案

ます。地方行政委員長小笠原三男君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

入場譲与税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年六月十四日

衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 河井彌八郎

入場譲与税法の一部を改正する法律案

入場譲与税法の一部を改正する法律案

入場譲与税法(昭和二十九年法律第百二号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項の表を次のように改める。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
七月	前年度三月における同月において収納すべき入場税の収入額の見込額と同月において収納した入場税の収入額との差額を四月から六月までの間の収納にかかる入場税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の十分の九に相当する額
十月	七月から九月までの間の収納にかかる入場税の収入額の十分の九に相当する額
一月	十月から十二月までの間の収納にかかる入場税の収入額の十分の九に相当する額
三月	一月及び二月における収納にかかる入場税の収入額と三月において収納すべき入場税の収入額の見込額との合算額の十分の九に相当する額

附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とする。

附則

- この法律は、昭和三十年七月一日から施行し、昭和三十年年度分の入場譲与税から適用する。
- 昭和三十年年度に限り、改正後の入場譲与税法第一条中「入場税の収入額の十分の九」とあるのは、「入場税の収入額」と読み替へるものとする。

3 昭和三十年年度に限り、改正後の入場譲与税法第三条第一項の表は、次の表のとおり読み替へるものとする。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
七月	四月から六月までの間の収納にかかる当該年度の入場税の収入額に相当する額から入場譲与税法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第 号)による改正前の入場譲与税法第三条第一項の規定により昭和三十年六月において譲与した額を控除した額
十月	七月から九月までの間の収納にかかる入場税の収入額に相当する額
一月	十月から十二月までの間の収納にかかる入場税の収入額に相当する額
三月	一月及び二月における収納にかかる入場税の収入額と三月以後において収納すべき当該年度の入場税の収入額の見込額との合算額に相当する額

4 昭和三十一年度に限り、改正後の入場譲与税法第三条第一項の表の中「前年度三月における同月において収納すべき入場税の収入額の見込額と同月において収納した入場税の収入額との差額を四月から六月までの間の収納にかかる入場税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の十分の九に相当する額」とあるのは、「前年度三月における同月以後において収納すべき前年度の入場税の収入額の見込額と同月以後において収納した前年度の入場税の収入額との差額を四月から六月までの間の収納にか

かる当該年度の入場税の収入額の十分の九に相当する額に加算し、又はこれから減額した額」と読み替へるものとする。

〔小笠原三男君登壇、拍手〕

○小笠原三男君 ただいま議題となりました入場譲与税法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案の内容の要点は、地方財政窮乏の現状にかんがみ、第一に、三月中に収納すべき入場税の収入見込み額をも同月において譲与するものとするのと、すなわち国が当該年度分の入場税

として収入した額は、これを当該年度において入場譲与税として都道府県に譲与するものとする。第二に、昭和三十年年度に限り、入場譲与税の額は入場税の収入額の見込額(現行十分の九に相当する額)とすることであり、本委員会におきましては、本三十

日、政府委員から提案理由の説明を聞き、引き続き国税移管後の入場税の収入の実績、国税によって収入が激減した理由、収入額の全額を交付する特例を本年度限りとする理由、地方税へ還元することの可否等の点について川島國務大臣及び政府委員との間に質疑応答が行われました。特に三、四の委員から、本税の収入が激減したこと、地方財政窮乏の折衝重大問題であり、本税については根本的に検討を要するとの強い発言があり、この点については、他日、本委員会として地方財政との関連において根本的に審査することとしたしまして、質疑を終局し、討論においては別段の発言もなく、採決の結果、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたし

ます。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 議員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。内閣委員長新谷寅三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年六月二十三日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八君

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法の一部を改正する法律
行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表を次のように改める。

行政機関の区分		定員	備考
総理府	本府	一、七四七人	
	公正取引委員会	二二七人	
	国家公安委員会	七、六二二人	
	警察庁	一〇五五人	うち九八五人は、警察官とする。
内閣府	国家消防本部	一八八人	
	土地調整委員会	九〇五五人	
	宮内庁	三、二七二人	
	調理庁	一、五九三人	
行政管理局	行政管理局	三、二二二人	
	北海道開発庁	二二九人	
	自治庁	三二七人	
	防衛庁	一九、三二一人	
法務省	司法試験管理委員会	四一、九二四人	うち一〇、四七一人は、検察庁の職員とする。
	公安審査委員会	一〇人	
	公安調査庁	一、六三七人	
	計	四三、五七一人	
外務省	本省	一、七二一人	
	計	二一、〇一三人	
	大蔵省	五〇、三三四人	
	計	七二、三四七人	
文部省	本省	六二、二五五人	うち六〇、七六三人は、国立学校の職員とする。
	文化財保護委員会	四二四八人	
	計	六六、六七九人	

厚生省		本省	四三、五七〇人
農林省	本省	二二、二九一人	
	食糧庁	二五、四四四人	
	林野庁	二〇、八五三人	
	水産庁	一、三七〇人	
通商産業省	本省	七〇、九五八人	
	特許庁	一一、二四〇人	
	中小企業庁	七六五人	
	計	一六六人	
運輸省	本省	一四、三三三人	
	船員労働委員会	五四人	
	捕鯊審査再審査委員会	五人	
	海上保安庁	一〇、七二四人	
郵政省	本省	一八四人	
	海難審判庁	二五、二九〇人	
	計	二五、二九〇人	
労働省	本省	二五、四五九人	
	中央労働委員会	一九、一七三人	
	公共企業体等仲裁委員会	八五人	
	公共企業体等調停委員会	一九人	
建設省	本省	一一四人	
	首都建設委員会	一九、三九一人	
	計	九、九七四人	
合	計	九、九七四人	
	計	六三六、三三二人	

附 則

- 1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。ただし、附則第十項から第十二項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の行政機関職員定員法（以下「新法」という。）第二条第一項の規定にかかわらず、総理府の本府の職員定員は、昭和三十年十二月三十一日までの間は、千七百五十一人とする。
- 3 新法第二条第一項の規定にかかわらず、警察庁の職員定員は、昭和三十年七月三十一日までの間は、七千六百二十三人とする。
- 4 新法第二条第一項の規定にかかわらず、逓達庁の職員定員は、昭和三十一年五月十五日までの間は、三千四百十六人とする。
- 5 新法第二条第一項の規定にかかわらず、大蔵省の本府の職員定員は、昭和三十年七月三十一日までの間は、二万二千十五人とする。
- 6 新法第二条第一項の規定にかかわらず、文部省の本府の職員定員及び同定員のうち国立学校の職員定員は、昭和三十年七月三十一日までの間は、それぞれ六万二千九百三十八人及び六万四千四百四十五人とし、同年八月一日から昭和三十一年三月三十一日までの間は、それぞれ六万二千九百三十八人及び六万四千四百四十五人とする。
- 7 新法第二条第一項の規定にかかわらず、厚生省の本府の職員定員は、昭和三十一年五月十五日までの間は、四万四千五百三人とし、同年五月十六日から昭和三十一年五月十五日までの間は、四万四千二百八十人とする。
- 8 新法第二条第一項の規定にかかわらず、逓商産業省の本府の職員定員は、昭和三十年七月三十一日までの間は、一万二千二百四十六人とする。
- 9 新法第二条第一項の規定にかかわらず、建設省の本府の職員定員は、昭和三十年十月三十一日までの間は、一万九百九十四人とし、同年十一月一日から同年十二月三十一日までの間は、一万四千四百四十人とし、昭和三十一年一月一日から同年三月三十一日までの間は、九千九百九十四人とする。
- 10 次の表の上欄に掲げる各行政機関においては、職員の出出に基いて、それぞれ同表の中欄に掲げる日に、同表下欄に掲げる員数の範囲内において、その職員を指名して、その職員を指名の日の翌日から、第四項、第六項及び第七項の規定により置かれる定員の外に置くことができる。

調 達 庁	昭和三十一年五月十五日	
	昭和三十一年五月十五日	一四四人
文 部 省	昭和三十一年三月三十一日	
	昭和三十一年三月三十一日	六八一人
厚 生 省	昭和三十一年六月三十日	
	昭和三十一年六月三十日	四一八人
厚 生 省	昭和三十一年五月十五日	
	昭和三十一年五月十五日	四八三人
厚 生 省	昭和三十一年五月十五日	
	昭和三十一年五月十五日	四五〇人

- 11 前項の規定による出出及び指名の手段については、人事院規則で定めるところによる。
- 12 第十項の規定に基いて職員を定員の外に置くことができる期間
- 13 第十項の規定により定員の外に

- 14 第十項の規定により定員の外に置かれた職員は、定員の外に置かれていた期間中は、職務に従事しない。ただし、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第四十条ノ二及国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第八十八号）第七條第四項の規定の適用については、職務に従事するものとみなす。
- 15 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。
附則第六項中「三千七百四十八人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、三千四百十六人とする。」を「三千七百四十八人とする。」に改める。
附則第七項中「六万三千三百六十九人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、

- 六万六千八百八十七人とする。」を「六万三千三百六十九人とする。」に改める。
- 附則第八項中「四万四千二百八十四人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、四万三千八百六十六人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、四万三千三百八十三人とする。」を「四万四千二百八十四人とする。」に改める。
- 16 経済審議庁設置法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第一号）施行の日の前日までは、新法第二条第一項中「経済企画庁」とあるのは、「経済審議庁」と読み替えるものとする。

〔新谷寅三郎君登壇、拍手〕

○新谷寅三郎君 ただいま議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案の改正の要点を申し上げますと、その第一点は、今回の改正によりまして、各行政機関職員の現在定員の合計六十三万二千三百三十三人に對しまして、新たに六千三百三十六人の増加を行うとともに、二千三百十

七人の縮減を行い、差引四千十九人を増加いたしました。結局定員の合計は六十三万六千三百三十二人となるのであります。増員のおもなものは、文部省国立学校の学年進行、学部、学科の増設によるもの七百五十八人、厚生省国立結核療養所及び療養所の増床によるもの五百九十六人、郵政省の郵便取扱業務量及び電話業務量の増加によるもの三千二百七十一人等でありまして、いずれも現業業務の増加に伴うものであります。また減員のおもなものは、大蔵省、国税庁のしやし織維品消費税関係に予定されておりました未使用の定員六百八十八人、郵政省の電話業務を日本電信電話公社の直轄に移管することに伴うもの四百人、建設省の管轄関係業務量の減少によるもの二百二十人等であります。なお、奄美群島の復帰に伴い各行政機関の現地における機関が引き継いだ職員は、従来「奄美群島の復帰に伴う琉球政府の職員の引継ぎの暫定措置に関する政令」で規定しておりましたが、右の職員の定員に関する限り暫定措置も終了いたしましたので、今回の改正を機として、この定員七百三十七人をこの法律の定員に合併して規定することとされております。

その第二点は、総理府本府、警察庁、大蔵省、文部省、通商産業省及び建設省につきましては、事務の縮小等に若干の期間を必要とするものがあり、その期間を考慮の上、必要員数の定員を昭和三十年七月一日から一月ないし九月の間、経過的に付則で新定員に付加することとされております。

その第三点は、調達庁、文部省及び厚生省の職員であつて、昭和二十九年年度において決定されました人員整理の年次計画によりまして、昭和三十年年度以降同三十二年間にわたる定員の縮減によつて整理されるものにつきましては、その実施が一そう円滑にするために、整理される職員の申し出に基いてこれを指名して定員の外に置くことができることとし、この場合、定員の外に置くことができる期間は十月以内で政令で定めることになっております。指名された職員は、その期間中職務に従事しませんが、これらの者には本俸、扶養手当及び勤務地手当が支給せられ、かつ恩給法及び国家公務員等退職手当暫定措置法の適用につきましては、職務に従事するものとみなして取り扱うことになっております。

以上が本法律案の改正の要点であります。政府は、本法律案を提出いたしますが、理由を述べ、本法律案は、昭和三十年年度における各行政機関の事業予定計画に即応して、必要やむを得ない事務の増加に伴う所要の増員を行いますとともに、業務の廃止及び減少に伴う余剰定員の縮減を行い、行政機関全般の定員の適正化をはかろうとするものであると説明いたしております。

内閣委員会は、前後五回にわたり委員会を開き、また農林水産委員会との連合審査会を一回開き、本法律案の審議に当りまして、川島行政管理局長官及び大久保國務大臣との間に熱心な質疑がなされたのでありますが、本法律案の審議の過程におきまして、最も論議の中心となつた問題は、常勤労働者及び非常勤労働者の処遇に関する問題であります。これらの常勤労働者及び非常勤労働者の処遇は、今日相当多数に上つておりました。そのうちには、定員法上の職員とその職務の性質及び勤務の状況等において、一般正規の職員と何ら異ならないものが相当ありまして、前内閣当時から、これらの常勤労働者及び非常勤労働者の処遇の問題につき調査を行つて来たつて、早急に適當な対策を講ずる旨を言明しております。今日いまだ具体

案が示されないのはまことに遺憾であり、この問題を解決せずして定員法の改正を行うのは當を得ないのではないかと、この問題に対する現内閣の方針はどうかという点につきまして、多数の委員より、政府の所見を聞くたされしましたのに対し、川島行政管理局長官は、「常勤労働者及び非常勤労働者の性質は、その仕事の性質が労働的であり、また仕事が一時的である者が主であつて、これらの者を今直ちに定員法の枠内に入れることには賛成しがたいが、これらの者の中には、その仕事の性質及び仕事の期間の点で正規の職員と異ならないものもあるもので、これを現状のままに放置しておくことは適當でないことは論を待たない。従つて政府はこの問題を早急に解決する必要があると考へ、すでにこの問題を公務員制度調査会に付議し、同調査会は小委員会を設けてこの問題を調査中であり、小委員会は近く調査を完了して、次いで総会の議に付せられ、七月末か、八月中旬には政府に答申が提出される予定であるので、政府はその答申に基づいて早急に具體的対策を講ずる方針である」旨を言明いたしておるのであります。

この問題のほか、本法律案の審議の結果明らかにされた諸点を申し上げます。その第一点は、現内閣は省の廃合のごとき中央行政機構の根本的改革を行つては、これが設置せられた趣旨を尊重して、これを改廃し、その権限を縮小する考えは全くないということ。その第二点は、将来社会情勢の変化に伴ひまして、省以下の行政機構改革の必要のあることは政府も認めておる。行政制度審議会は制度そのものは今も存在しておるので、政府は委員の人事を新たに、これらの行政機構改革について調査を進めたい方針であること。

その第三点は、国の地方出先機関の統合の問題につきましては、国と地方との事務の再配分についてのシャウブ勅告が数年前政府になされたことでもあり、また今日においては地方制度改革の問題も論議されておりますので、政府はこれらの問題もあわせて検討した上、適切な解決をはかりたい考へであるが、現在具体案はまだ持っておらないこと。その第四点は、政府職員の問題につきましては、昨年の定員法改正によつて六万六千名の人員整理が行われ、政府は、これで一応人員整理は完了したものと考へておるので、この際さらに人員整理を実行する考へはないこと。その第五点は、従

昭和三十年六月三十日 参議院會議第三十号 行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

前各官庁内で技術職員が事務職員より軽んぜられたことがあったが、政府の見るところでは、戦後は漸次その傾向がなくなつたように思われる。現在定員法の上では、この両者の間に全く差別をつけておらず、かえつて昨年の人員整理の際も、事務職員の整理が主となつており、また本法律案の人員増の部分も技術方面の職員が主であること。その第六点は、指名退職制度は、

実情に沿わないものがあり、その結果は、せっかくの施設の機能を阻害し、国家経済上かえつて不利損失を招いている現状であるので、政府においてかような不合理を一刻も早く是正するよう、内閣委員会において考慮をお願いしたい旨の申し入れがありましたこと、この際御報告申し上げておきます。

と。その第六点は、指名退職制度は、昨年の臨時待命制度と異なり、強制措置をとらず、被整理者との話し合いで行わんとする趣旨であつて、今日この指名退職制度の適用ある厚生省、調達庁等におきましては、退職者の人事の取扱いは大體計開通り運ばれておること等でありませう。なお、これらの問題のほか、公務員制度調査会の運営と現在の調査の段階、地域給改善、農林省統計調査部、食糧庁の事務量と定員との関係、輸入食糧との着地検査、神奈川食糧事務所サイロの作業状況と定員との関係等につきましても質疑応答がありました。その詳細は、委員会會議録に譲りますことを御了承願ひたいと存じます。

本日の委員会において質疑も終了いたしましたので討論に入りましたところ、野本委員より、「本法律案の成立する以前に、本法律案の成立を前提として職員の進退が定められておること是不当であるから、将来、法の權威と秩序とを守るべきである。また本法律案においては、行政機構や事務能率について根本的な対策が盛り込まれていないが、この点は十分に検討すべきである。さらに定員法外の常勤労働者や非常勤職員が多数存在していることはまことに遺憾であるから、すみやかに慎重な検討をなすべきである」との希望が述べられ、次の付帯決議案を付して本法律案に賛成する旨の発言がありました。

の中には、その職務の性質、勤務の条件等において、定員法による職員と実質上何ら異なるものがあるものが相当多数含まれている。従来、政府は、これらの者の処遇について、早急に検討を加え、適当な対策を講ずる旨を明したにもかかわらず、いまだ今日に至るも何らの措置を講じていないことはまことに遺憾にたえない。政府は、すみやかにこれらの職員の処遇について根本的検討を加え、具體的措置を講ずべきことを要望する。

次に、社会党第四控室を代表して千葉委員から、「この法律案においては、業務量と人員についての的確な対策がとられていないし、指名退職制度についても適切な措置がとられていない。特に常勤労働者や非常勤職員の問題は、今日直ちに解決しなければならぬ緊急の問題であるが、野本委員提案の付帯決議案によると、これら職員について将来解決の道が開かれるよう、一歩前進してあるから、この付帯決議案を含めて本法律案に賛成する」との発言があり、社会党第二控室を代表して田畑委員より、「本法律案には行政機構や事務能率の問題についての根本的対策が全然盛り込まれていないし、行政機構や公務員制度の問題にしても何一つ対策がない無定見な法案である。付帯決議案の内容については賛成であるが、この問題を今日まで放置されてきたことは遺憾である。また指名退職制度が適用され、職員の任意制をとつて民主的に見えるが、実質は強制退職制度である。政府は公務員制度調査会や人事院の勧告に基づいて、常勤労働者及び非常勤職員の処遇につき、すみやかなる善処方を望む」との意見を述べられ、本法律案には反対である旨の発言があり、自由党を代表して植竹委員より、「常勤労働者及び非常勤職員について早急に根本的対策を樹立すべきである」との希望を付して、付帯決議案を含めて本法律案に賛成の旨の発言があり、日本民主主義を代表して松原委員より、「元員の淘汰、元費の節約は必要だが、そのために定員外の常勤労働者や非常勤職員を多数作することは避けねばならない。また先般のゴールデン・ウィークの際のごとく、休暇が連続して起るときは有給休暇にすべきであるし、給料もやみでなく、堂々と正規の手続で支給し得る措置を講ずべきである」との希望を付して、付帯決議案を含めて本法律案に賛成の旨の発言がありました。

討論終了後、直ちに採決に入りましたところ、多数をもって原案通り可決すべきものと議決されました。なお、さきに討論中に野本委員より発言されました付帯決議案につきまして採決いたしましたところ、多数をもって、決議とすることに決定せられた次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。次会は、明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時一分散会

○本日の會議に付した案件

一、日本国有鉄道経営委員会委員の任命に関する件

一、日程第一 日本専売公社法の一部を改正する法律案

一、日程第二 たばこ専売法等の一部を改正する法律案

この付帯決議案を朗読いたします。

付帯決議案

現在、行政機關職員定員法のワク外にある常勤労働者及び非常勤職員

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。次会は、明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時一分散会

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。次会は、明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時一分散会

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。次会は、明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時一分散会

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。次会は、明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時一分散会

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。次会は、明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時一分散会

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。次会は、明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時一分散会

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。次会は、明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時一分散会

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。次会は、明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時一分散会

昭和三十年六月三十日 参議院會議録第三十号

一、日程第三 砂糖消費税法案

一、日程第四 物品税法の一部を改正する法律案

一、日程第五 外務省設置法の一部を改正する法律案

一、関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

一、狩猟法の一部を改正する法律案

一、入場税与税法の一部を改正する法律案

正する法律案

出席者は左の通り。

議員

議長 河井 彌八君
副議長 重宗 雄三君

上林 忠次君 加賀山之雄君
柏木 庫治君 飯島連次郎君
山川 良一君 赤木 正雄君
森田 義衛君 森 八三一君
村上 義一君 宮城タマヨ君
三木與吉郎君 野田 俊作君
野本 品吉君 常岡 一郎君
竹下 豊次君 高橋 道男君
高木 正夫君 杉山 昌作君
新谷寅三郎君 島村 軍次君
佐藤 尚武君 小林 武治君
小林 政夫君 後藤 文夫君
岸 良一君 関根 久蔵君

石川 榮一君 滝井治三郎君
青柳 秀夫君 西川弥平治君
石井 桂君 白井 勇君
川口爲之助君 酒井 利雄君
佐藤清一郎君 高橋 衛君
木村 守江君 谷口弥三郎君
長島 銀藏君 横川 信夫君
石村 幸作君 植竹 春彦君
松岡 平市君 御木 亨弘君
大谷 豊満君 一松 政二君
木村篤太郎君 左藤 義詮君
那 祐一君 中山 壽彦君
草葉 隆圓君 井上 清一君
青木 一男君 島津 忠彦君
山本 經勝君 雨森 常夫君
西岡 ハル君 横山 フク君
平林 剛君 重政 廣徳君
鹿島守之助君 深水 六郎君
藤野 繁雄君 加瀬 完君
青山 正一君 入交 太蔵君
柳原 亨君 伊能繁次郎君
仁田 竹一君 古池 信三君
平井 太郎君 川村 松助君
白波瀧米吉君 秋山俊一郎君
松野 鶴平君 中川 以良君
吉野 信次君 泉山 三六君
黒川 武雄君 井上 知治君
内村 清次君 阿具根 登君
海野 三朗君 片岡 文重君

大倉 精一君 河合 義一君
小松 正雄君 近藤 信一君
竹中 勝男君 清澤 俊英君
森下 政一君 小酒井義男君
重盛 壽治君 江田 三郎君
田畑 金光君 安部キミ子君
矢嶋 三義君 戸叶 武君
小笠原三三男君 若木 勝蔵君
天田 勝正君 三橋八次郎君
千葉 信君 羽生 三七君
三木 治朗君 市川 房枝君
小幡 治和君 紅野 みつ君
有馬 英二君 最上 英子君
平林 太一君 菊田 七平君
木島 虎蔵君 白川 一雄君
赤松 常子君 武藤 常介君
中川 幸平君 加藤シツエ君
三浦 義男君 小柳 牧衛君
石川 清一君 千田 正君
松澤 兼人君 上條 愛一君
苦米地義三君 長谷部ひろ君
相馬 助治君 村尾 重雄君
石坂 豊一君 一松 定吉君
松原 一彦君 笹森 順造君
羽仁 五郎君

厚生大臣 川崎 秀二君
国務大臣 大久保留次郎君

政府委員 外務政務次官 國田 直君

大蔵政務次官 藤枝 泉介君
農林政務次官 吉川 久衛君

昭和三十年六月三十日 参議院会議録第三十号

五〇六

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十五円

(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九四四三―東京市役所